

平成26年度予算の編成について

第2次安倍内閣は、日本経済の再生を最大かつ喫緊の課題に掲げてスタートした。

このところの経済情勢は、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」のいわゆる三本の矢が奏功し、景気回復、デフレ脱却に向けた動きを示している。また、9月には、2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催が決定するという明るいニュースもあった。

日本経済が「失われた20年」を脱し、停滞から再生へと国民が自信を取り戻す真の転換期とするため、今まさに国と地方が軌を一にし、足下の景気回復を持続的な成長へとつなげていく必要がある。

一方、社会保障経費の増大や度重なる経済対策に伴う補正予算の編成などにより、債務残高が今年6月末に初めて1,000兆円を突破するなど、我が国の財政状況はかつてない水準まで悪化している。国・地方のプライマリーバランスの赤字を平成27年度までに平成22年度の水準から対GDP比で半減させる財政健全化目標の国際的なコミットもあり、政府は、今後も経済再生と財政健全化の両立を目指すという極めて難しい財政運営を迫られることになる。

こうした中、常態化した財源不足に臨時的な財政措置による対応を続けてきた地方財政が、平成25年度の地方公務員給与削減の例を挙げるまでもなく、今後国の歳出抑制基調の影響を受けることは必至である。

このように、我が国を取り巻く状況は、前例のない複雑な舵取りを地方に迫っている。

本県はこれまで、人口動態の変化、経済のグローバル化、エネルギー問題への対応など、我が国の構造変化に起因する諸課題を乗り越えるための新たな社会モデルを構築すべく、取組を進めてきた。この10年に立ち上げた施策の多くは現に目に見える成果を上げつつあり、本県の政策発信力は全国的に一定の評価を受けている。

そこで、改めてこれらの取組を強化する。

国が経済再生と財政健全化の好循環に向けた改革に着手した今、社会保障をはじめ旧来の制度は大きな変革の途上にある。本県は全国を先導するという意気込みのもと、現場に近い地方ならではの創意工夫で日本再生に向けた成功モデルをこれまで以上に積み上げていく。一つ一つの成果の発信が日本を元気にする埼玉からのメッセージとなる。

そのため平成26年度予算は、次の3点を基本的な考え方として編成するものとする。

まず第 1 に、「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現である。

平成 26 年度は 5 か年計画の中間年である 3 年目を迎える。

3 大プロジェクトをはじめ 5 か年計画 12 の戦略に掲げた施策は、「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現のため、仕上げに向けた道筋を確かなものとする必要がある。その成果の具現化に直結する事業に重点的に取り組むこととする。

また、全ての施策を産業振興・雇用拡大の視点から改めて横断的に見直し、「通商産業政策の地方分権化」の取組を加速することで、日本経済再生に向けた動きを牽引する。

第 2 に、新たな切り口で問題の本質を突いた事業の実施である。

我が国が直面する諸課題は、かつて経験したことのない構造変化に起因している。これまでの地方行政の前例に囚われた考え方では、根本的な解決を図ることはできない。

一方で、本県には新たな切り口で問題の本質を突いた事業を構築し、カーナビデータを活用した通学路安全対策や「わがまち防犯隊」による日本一の防犯共助県づくりなど、全国に誇るべき実績を上げてきた事例の蓄積がある。これらを全庁的に共有し事業構築のヒントにする。

また、共助の仕組みを最大限活用し、民間活力を積極的に導入するなど、真に効果的かつ効率的な事業手法を検討し、地方行政の先進モデルとして全国に向け発信する。

第 3 に、成果目標の設定、スクラップ・アンド・ビルドの徹底である。

新規事業には原則として具体的な成果目標を設定し、施策の目的をこれまで以上に明確化する。目標年次に想定した効果が得られない場合は、事業の廃止を含めて抜本的な見直しを行う「PDCA サイクル」を確立する。

既存事業についても、当初見込んだ事業効果が得られていない事業、既に役割が失われている事業は、「やめる勇気」を持ってスクラップ・アンド・ビルドを徹底する。

施策の目的に立ち返って事業の有効性を常に検証し、新陳代謝を進める。これにより新たに確保された財源を、成長分野や新たな行政課題への対応に重点的に配分していく。

以上、基本方針を定めたので、下記により予算要求を行うよう、財務規則第 4 条の規定に基づき、命により通知する。

記

I 総括的事項

1 経費の見積り

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に置き、予算上の見積もりと決算との乖離を徹底的に分析するとともに、既存事業の取組成果を十分に評価・検証し、真に必要な事業量を見込むこと。

また、本格化する人口減少、少子高齢化により生じる社会経済の構造変化を踏まえ、事業量を適正に見込むこと。

2 部局連携

複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく、他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行い、類似・重複事業をなくし真に必要な事業に転換できるよう、あらかじめ関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

3 県民参加・官民協働

「自立自尊の埼玉」をつくるため、これまで以上に県民誰もが地域社会に積極的に参画できるような県民参加型のムーブメントによる施策展開で、成果を上げる仕組みを検討すること。

また、「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針（平成20年6月策定）」を踏まえ、県がつなぎ役となりNPOや民間企業、大学など地域の多様な力を結集して、様々な課題を解決していくための取組をより一層推進すること。

これらにより、民間活力の積極的な活用や民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、県業務の質的向上とコストの縮減を図ること。

4 事業構築に当たっての着眼点

新たに事業を構築する場合、県民ニーズをゼロから県が掘り起こすのではなく、県民の自発的な取組の萌芽を捉え、県のサポートによりその効果を高めるという切り口で検討すること。

この際、広い視野から市町村や民間事業者など施策分野における関係者の主体的な活動状況を把握し、問題の本質を分析した上で、必要最小限かつ最も効果的な手法で支援する仕組みを検討すること。

5 新規事業における成果目標の設定

新規事業については、原則として、事業立ち上げの目的に照らしその効果を最も適切に捕捉できる成果目標を設定すること。成果目標には目標年次を区切り、可能な限り定量的な指標を採用するよう努めること。

これにより事業担当部局と企画財政部で事業目的を明確にコミットするとともに、後

年度、実績による客観的な進捗状況の管理を可能にし、事業効果に基づき事業のあり方について継続的に見直しを行う「PDCAサイクル」を構築すること。

6 既存事業の事業効果の検証

既存事業については、事業開始時の目的に立ち返り、事業効果を検証すること。成果目標のある事業はその進捗状況を確認し、現時点で成果目標が設定されていない事業についても、これまでの事業効果からその有効性を改めて検証すること。

社会情勢の変化などにより、当初見込んでいた事業効果が得られていない事業や、従来意図していた行政の役割が既に失われている事業については、平成26年度も本当に継続する必要があるか、ゼロベースで再度検討すること。

継続の必要性がないと判断した事業については、県施策の新陳代謝を進めるため「やめる勇気」を持って積極的に廃止し、成長分野や新たな行政課題に対応するための財源とすること。

7 スピード感のある県政運営

漫然と既存事業を継続するのではなく、実際に現場に出向き、県民の声に耳を傾け、その課題解決に向けて必要な場合には的確に予算に反映できるようスピード感のある県政運営を心掛けること。

また、事業効果を可能な限り早期に発現できるよう事前に関係機関との調整を十分に行い、年度当初から予算執行計画に基づき、早期に着手できるよう努めること。加えて、事業の進行管理の見える化を図り、進捗状況を的確に把握すること。

8 財源確保

厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や県有財産の利活用・売却など、自主財源の充実・確保に努めること。

また、県と県民、民間企業などが互いにメリットを享受できる仕組みの導入により、財源の共同負担など新たな歳入の確保を検討すること。

9 地方財政対策や国の予算編成等への対応

地方財政措置の有無についてよく確認をし、地方財政措置のないサービスや地方財政措置を超えたサービスを行っている場合についてはその必要性を十分に吟味すること。

また、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向等に十分注意し、予算編成に的確に反映させること。

Ⅱ 予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、さらなる収入確保に努めること。ただし、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確な判断により見積もること。また、引き続き納税率の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法律改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、県の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、県負担に配慮の上、積極的な確保に努めること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。

また、国の法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものについては、速やかに対応すること。

なお、消費税率引上げに伴い、使用料・手数料の算出根拠に消費税相当額が含まれているものについては、増税分について適切に引上げを行うこと。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から、県有資産マネジメント会議での議論を踏まえ、早期処分により財源確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入等

「債権管理の適正化のための取組方針(平成20年9月25日付け財第302号財政課長通知)」を踏まえ、未収金の未然防止、債権回収の強化、困難事案の解決など債権管理の一層の適正化を図り、収入未済額の縮減に努めること。

(6) 県債

適債事業については、後年度の財政負担を考慮しつつ適切な県債の充当を見込むこと。

(7) 基金

設置当時の前提となった条件が大きく変化している基金については、廃止を含めて必要性を見直すこと。

また、国の経済対策により設置した基金については、活用期限が限られていることから積極的な活用に努めること。また、新たな状況の変化により、使途の拡大や要件の緩和などが必要と判断されるものについては、国へ要望するなど、限られた期間で可能な限り有効に活用できるよう努めること。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえた確に積算すること。

2 歳出関係

各部局の歳出予算の要求上限額（要求枠）は、別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

また、既存事業については、主要見直しテーマにおいて再度検討することとなっているものなど課題解決に積極的に取り組み、事業の新陳代謝を促進すること。

(1) 平成 26 年度重点政策の方向性

「平成 26 年度当初予算・重点テーマ（重点政策枠）について（平成 25 年 9 月 10 日付け計調第 38 号及び平成 25 年 10 月 10 日付け計調第 45 号企画財政部長通知）」で示した事業については、重点政策枠として通常の要求枠とは別に予算要求できることとする。

なお、重点テーマ選定過程での庁内の議論などを踏まえ、次に掲げる方向性で平成 26 年度における重点政策を構築したいので、留意の上、要求すること。（それぞれの方向性において示した項目は、その事業化の例として示したものである。）

各部局において、重点テーマに係る事業の具体化、及びその他の事業の検討に際し、これらを踏まえて今一度その事業スキームを見直し、本県の施策体系に厚みを持たせることを期待する。

ア 通商産業政策の地方分権化

人口動態の変化、経済のグローバル化、エネルギー問題など、我が国が直面する構造変化に対し、本県が持つ人的・物的資源を最大限に活用して国の専管事項と解されてきた『通商産業政策』に取り組む。そして、地方の視点から時代を先取りした「産業振興」「雇用創出」を国に先駆けて展開することで日本再生を先導する。

(フ) 次世代産業・先端産業の支援

- ・ ナノテクノロジー、ロボット技術、次世代高性能蓄電池、水素燃料等次世代エネルギーなど次世代産業分野の研究開発支援
- ・ 光学機器、医療福祉機器・医薬品など本県が優位性を持つ先端産業の支援

(イ) 本県独自の通商政策・国際展開支援

- ・ マーケティング、販路開拓支援、ビジネスネットワーク構築、製造拠点進出支援
- ・ 埼玉ブランド農業の海外展開支援
- ・ 「水ビジネス」など社会インフラ整備の海外支援

(ウ) 本県独自の人材の確保・育成

- ・ 若者の正規雇用推進
- ・ ハローワーク特区における地方移管メリットの発揮
- ・ 国の成長戦略に先駆けたグローバル人材育成
- ・ 女性の力を原動力とし経済の好循環を生み出す埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進

(エ) 埼玉への人・企業の誘導

- ・ 圏央道沿線・圏央道以北への企業進出ニーズに応える産業集積の推進
- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を視野に入れた世界の観光需要の取り込み

(オ) エネルギーの多様化の推進

- ・ 「創エネ」「省エネ」によりエネルギーの地産地消を進める埼玉エコタウンプロジェクトの推進
- ・ 中小企業・家庭の徹底的な省エネによる低炭素分散型エネルギー社会の構築
- ・ 次世代高性能蓄電池、水素燃料など次世代エネルギー等次世代産業分野の研究開発支援（再掲）

(カ) 農業の競争力の強化

- ・ 農業の6次産業化、農商工連携
- ・ 農林畜産物の地産地消
- ・ 埼玉ブランド農業の海外展開支援（再掲）

イ 共助の取組強化

「公助」だけでは解決が難しかった行政課題について、「共助」の仕組みを活用することで解決を図る取組をさらに拡大・強化する。

- ・ 貧困や虐待など困難な状況にある子どもや孤立化した高齢者の支援
- ・ 世代間交流による弱体化したコミュニティの再生

- ・ 地域医療の再生
- ・ 福祉サービスの自立的な運営支援
- ・ ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス展開の支援

ウ 新たな切り口で問題の本質を突いた事業

我が国が抱える共通の地域課題や本県が抱える独自の行政課題に対し、課題の本質をとらえ、その解決に根本から取り組み、先進モデルとして埼玉から全国に発信する。また、「その手があったか」と思わせる斬新な着想で、我が国が抱える課題を解決するアイデアを具体化する事業を進める。

なお、事業構築に当たり、計画調整課作成の本県の先進事例集「新しい切り口・目のつけどころヒント集(平成25年10月)」などを参考とすること。

- ・ 生産年齢人口の減少・少子高齢化、エネルギー問題、地球温暖化に伴う気象激化への対応など、我が国が抱える課題への対応
- ・ 限界集落など地域が抱える独自の課題への対応
- ・ グローバルなマネー経済の安全弁としての循環型自立地域経済の形成
(・ 太陽光、バイオマスなど、地域に潜在する再生可能エネルギーを活用した地域経済の構築)
(・ 農林畜産物の地産地消を活用した地域経済の構築)
- ・ 県が所有するビッグデータのオープン化及び活用

エ その他留意事項

- 日本経済再生本部「成長戦略の当面の実行方針(平成25年10月1日)」の先取りについても検討すること。
- 施策を推進する上で障害となる国の規制に対しては、特区申請をはじめとする規制緩和を国に求めること。
- 重点政策のパートナーとしてのNPO、地域に根ざした企業、地域経済の実態を知る金融機関、県内大学、研究機関、関係団体などと連携し相乗効果を発揮すること。

(2) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

<<A経費：経常的経費や内部管理的経費>>

- A - 1 : 算出方法が法定された義務的事業
- A - 2 : 全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業
- A - 3 : 全額特定財源の事業
- A - 4 : 既設定の債務負担行為
- A - 5 : 内部管理的な経費

- A - 6 : 施設の維持運営費
- A - 7 : 県の委託施設に関する事業
- A - 8 : 国庫補助事業
- A - 9 : 県単事業

≪B 経費：政策的議論を徹底する経費≫

- B - 1 : 新規事業（重点政策枠）
- B - 2 : 指定継続事業
- B - 3 : 一般継続事業
- B - 4 : 一般継続事業（維持管理運営費等）
- B - 5 : 一般継続事業（A 経費からの移行事業などキャップ率に配慮する事業）
- B - 6 : 人件費
- B - 7 : 公債費
- B - 8 : 扶助費
- B - 9 : 公共事業（国庫補助等）
- B - 10 : 県単公共事業（県単独・地方特定）
- B - 11 : 団体補助

（３）経費区分ごとの要求上限額（配分額）の流用

経費区分ごとに示された要求上限額の区分間流用については、別紙「平成 26 年度予算編成に係る要求上限額の流用について」のとおりとする。

（４）審査方法

いずれの事業についても、知事審査後に予算案として確定するものであること。

（５）個別経費の見積もり

（i）義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的経費は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

（ii）投資的経費

○公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い重点化を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確

保が可能となるようコスト縮減に努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

○その他の投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、当該事業の執行がより高い経済波及効果を生むよう手法の工夫を行うこと。

○アセットマネジメント

現在、県有資産マネジメント検討委員会で検討している「県有施設の中長期修繕計画（仮称）」等を踏まえ、県有施設については、今後の大規模改修、設備更新を見据えた適正なアセットマネジメントを検討し、施設の長寿命化や維持管理コストの縮減、建替え、修繕費用の平準化を図ること。

(iii) 外郭団体への支出

公益法人制度改革など、団体を取り巻く環境が変化する中で、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

(iv) 公益的法人への派遣職員に係る人件費

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を適正に運用するため、派遣職員に係る給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）については、原則として県から直接支給するものとして要求すること。

また、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、派遣職員については必要最低限の人員に精査すること。

なお、派遣職員の見直しにあたっては、事前に人事課や改革推進課と調整すること。

(v) 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき、補助制度の在り方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止又はサンセットルール（終期設定）を適用すること。

特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

〔補助金見直しの考え方〕

- ・ 補助対象団体の自立性の促進
- ・ 成果指標の設定など補助成果の明確化
- ・ インセンティブの導入など成果が確実に高まる見直し
- ・ 負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・ 各種団体への人件費補助等の見直し
- ・ 類似・ 零細補助金の統合・ 廃止などの見直し

(vi) 市町村支援

県から市町村への財政支援については、地方分権を推進するため、市町村との役割分担、市町村の自主性・ 自立性のさらなる向上、県の行政目的に寄与しているかどうかという原点に立ち返って、補助金の統合や重点化、補助率の適正化、市町村の特性に応じた制度改正等を見直しを積極的に図ること。

なお、見直しに当たっては、市町村に対して事業の状況や県の財政状況等について説明の上、十分に協議調整を行い、相互理解と共通認識に立った見直しとなるよう留意すること。

(vii) 制度融資

既存の融資メニューについて、社会経済情勢や県民・ 企業ニーズを踏まえるとともに、市町村・ 民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討すること。また、利子補給率や預託金利、損失補償割合等の各種条件についても直近の金利動向などを踏まえ見直しを行うこと。

また、融資枠については、過去の貸付実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適切に設定すること。

(viii) 情報システム

住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を検証し、効率的なシステム運用を行うこと。また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステムの構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の財政負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

また、国や関係機関のネットワーク等に対する負担経費についても、積算内容を十分精査するとともに、必要性について検証を行うこと。

なお、情報システム課による「平成 25 年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、

要求すること。

(ix) イベント・広報物

予算要求に当たっては、まず費用対効果の観点から必要性についてゼロベースで見直しを行うこと。

なお、普及・啓発のための講演会やシンポジウムに係る経費については、改革推進課策定の「講演会・シンポジウムの5箇条(平成25年7月29日付け改革第91号改革推進課長通知)」を踏まえた要求とすること。

(x) 高額備品の更新・導入

高額備品については、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえその必要性について見直すとともに、使用期間や使用頻度を精査し、購入だけではなくリースや他団体との相互利用など、費用対効果の視点から導入手法について検討すること。

(xi) その他

原則として、国の経済対策により設置した基金事業の終了に伴う県費単独事業への振替は認めないので、留意すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進めること。

特に、社会情勢や財政規模など設置当時の前提となった条件が大きく変化している特別会計については、廃止を含めて必要性を見直すこと。

5 公営企業会計

公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

Ⅲ 予算見積調書の提出期限

平成25年11月5日(火)

予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用すること。特に様式2「予算見積調書 その1」については、情報公開を前提に、県民から見て事業内容が理解できるよう、記載内容の充実を図ること。また、県民参加や官民協働、民間活力及び職員のマンパワーの活用について検討を行い、その内容を様式2「予算見積調書 その1」に記載すること。

Ⅳ その他

- 重点政策枠に係る要求など本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。
- 取扱いの細部については、別途通知する「平成26年度予算編成事務の取扱いについて(平成25年10月15日付け財第327号財政課長通知)」による。
- 参考添付した中期財政収支試算(平成26~28年度)にあるとおり、今後も厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、予算要求については精査を尽くすこと。

中期財政収支試算（平成26～28年度）

（単位 億円）

区 分	H 2 6	H 2 7	H 2 8
歳入 A	16,410	17,390	18,070
県税等	8,990	10,210	11,180
地方交付税等	2,000	1,930	1,850
県債	3,060	2,950	2,760
うち臨時財政対策債	2,000	1,930	1,840
その他歳入	2,360	2,300	2,280
歳出 B	17,400	18,360	19,060
人件費	6,350	6,290	6,220
公債費	2,720	2,910	3,060
扶助費	850	880	920
県税交付金等	1,830	2,600	3,110
投資的経費	1,500	1,400	1,310
その他歳出	4,150	4,280	4,440
差引 C (A - B)	△ 990	△ 970	△ 990

【推計の考え方】

●全般

各経費の積算については、現行制度のもと一定の伸び率を乗じる等機械的に算出したものであり、今後精査することで数値は変動する。

●歳入

① 県税等

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（H25.8.8）の名目経済成長率を参考に推計した。
消費税率がH26.4.1から8%へ、H27.10.1から10%へ引き上げられることを前提としている。

② 地方交付税等

社会保障関連経費や臨時財政対策債の償還等の動向を踏まえ推計した。

③ 臨時財政対策債

地方交付税に合わせて推計した。

④ その他歳入

事業費の動向を踏まえ推計した。

●歳出

① 人件費

今後の児童・生徒数の増減による教員定数の動向などを踏まえ推計した。

② 公債費

過去に借りた県債と今後の投資的経費や臨時財政対策債等の動向を踏まえ推計した。

③ 扶助費

近年の事業費の伸びなどを踏まえ推計した。

④ 県税交付金等

県税収入に合わせて推計した。

消費税率の引き上げに伴う地方消費税清算金（歳出）、地方消費税市町村交付金の増加を見込んでいる。

⑤ 投資的経費

今後予定されている主な事業の動向を踏まえ推計した。

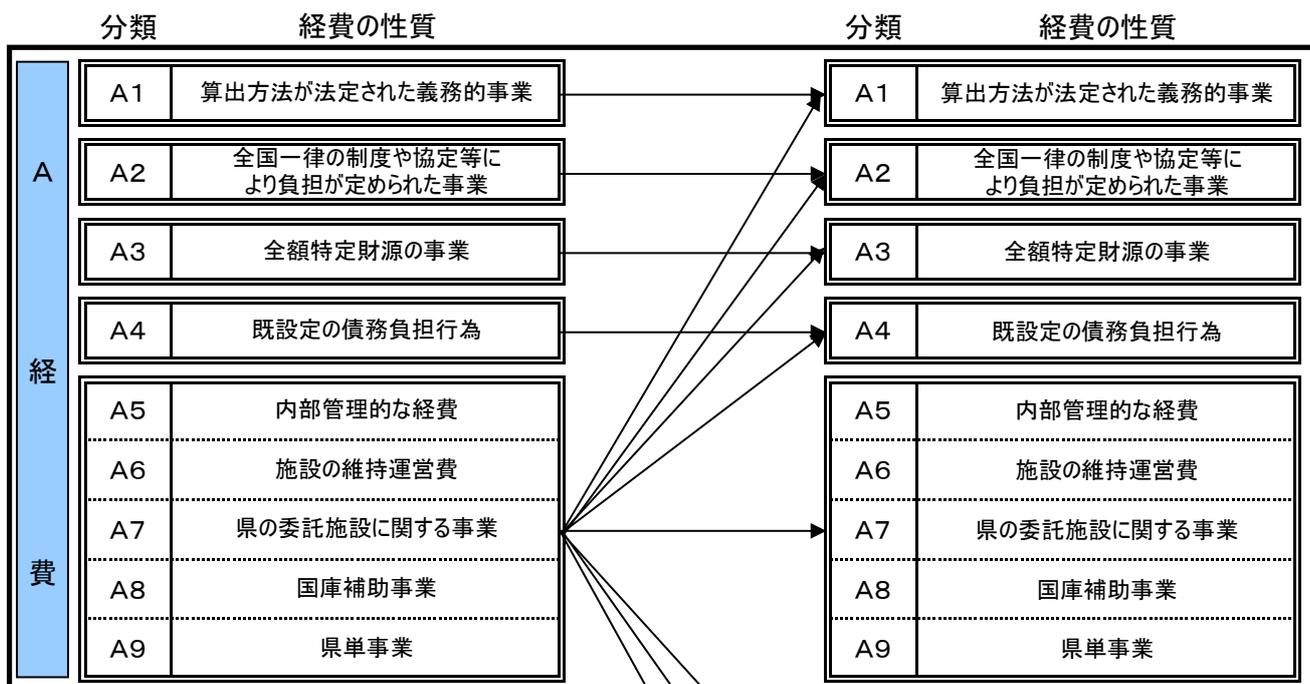
⑥ その他歳出

近年の社会保障関連経費の伸びなどを踏まえ推計した。

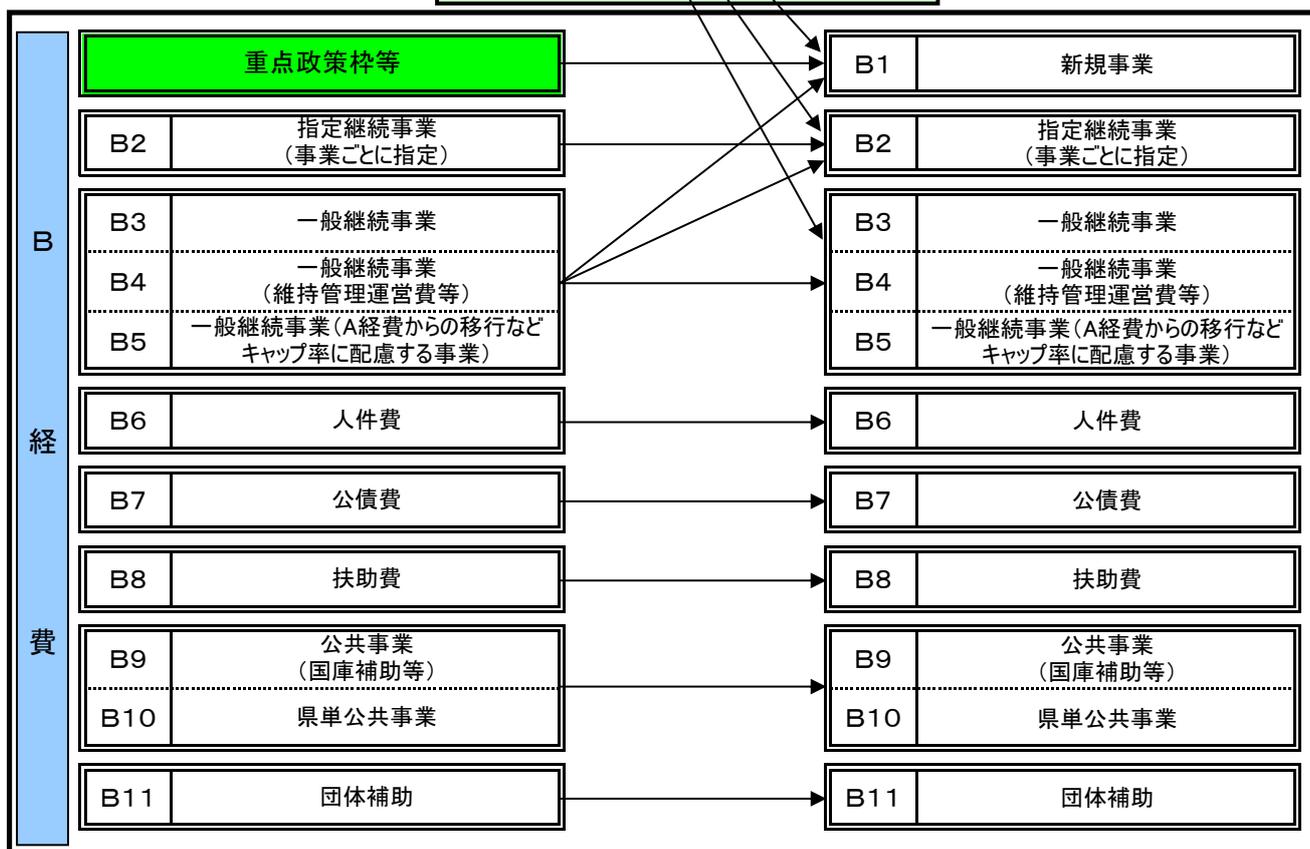
(別紙) 平成26年度予算編成に係る要求上限額の流用について

< 枠配分された財源の区分 >

< 使用可能な事業の区分 >



B経費からA経費への流用は禁止



凡例 流用可
 2重線枠内流用可